

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

美ヶ丘敬楽荘せせらぎの家きずな重要事項説明書

当事業所は指定小規模多機能型居宅介護および指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供開始にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいこと等を次のとおりご説明いたします。

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 0138-77-1121

担当者 管理者兼介護支援専門員 繪面 岳夫

2 事業所の概要

事業主体（法人名）	社会福祉法人 函館緑花会
事業所の名称	小規模多機能型居宅介護 美ヶ丘敬楽荘せせらぎの家きずな
指定事業者番号	0191500198
所在地	北斗市本町4丁目3番37号
施設長（代表者）	加藤 秀隆
開設年月日	2011年 7月 1日
営業日	365日
営業時間	24時間
（通いサービス）	午前6時～午後9時まで
（宿泊サービス）	午後4時～午前9時まで
（訪問サービス）	24時間
通常の事業の実施地域	北斗市（日常生活圏域：大野地区）
登録定員	28名
利用定員（通いサービス）	17名/日
（宿泊サービス）	8名/日

3 従業者の職種、員数及び勤務の体制

従業者の職種	常勤職員	非常勤職員	勤務体制等
代表者	1		美ヶ丘敬楽荘せせらぎの家ゆとり他と兼務
管理者	1		介護支援専門員と介護職員を兼務
介護支援専門員	1		管理者と介護職員を兼務
介護職員	7	5	早出 7:00～16:00 日早 8:00～17:00 日勤 9:00～18:30 遅出 13:00～22:00 夜勤 21:45～7:15 半日 9:00～13:00 13:00～17:00 14:00～18:00
看護職員		2	8:30～16:00

#### 4 事業所の設備の概要

居室・設備の種類等	室数	備考
納戸・物品庫	1ヶ所	14.58㎡
風除室・玄関	1ヶ所	16.20㎡
ホール	1ヶ所	16.20㎡
管理人室	1ヶ所	13.77㎡ 火災通報設備・ナースコール設備
洗濯場・ボイラー	1ヶ所	16.20㎡ 電気ボイラー
個室（1人部屋）	5室	17.01㎡ 介護ベッド・各室暖房完備
厨房	1ヶ所	12.15㎡ オール電化
食堂・談話室	1ヶ所	80.19㎡
女子トイレ	1ヶ所	14.175㎡ 車椅子トイレ有り
男子トイレ	1ヶ所	14.175㎡ 車椅子トイレ有り
洗面所	1ヶ所	16.20㎡ 洗面台 6か所
脱衣場・風呂場	1ヶ所	8.10㎡
廊下		101.466㎡
合計		408.456㎡

#### 5 運営方針・サービスの内容

美ヶ丘敬楽荘せせらぎの家「きずな」は、住み慣れた地域での生活を出来るだけ継続出来るよう、地域住民との交流や社会参加を図りつつ、「通い」「訪問」「泊り」サービスを柔軟に組み合わせながら支援いたします。

ケアマネジ メント	<ul style="list-style-type: none"> <li>①利用申込の受付</li> <li>②生活・介護状態の把握</li> <li>③介護保険サービス・医療機関等との連携・調整</li> <li>④居宅サービス計画、小規模多機能型居宅介護計画書の作成と書面による説明および交付</li> <li>⑤サービス担当者会議の開催</li> </ul>
通いサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>①送迎サービス：ご自宅と事業所との送迎を行います</li> <li>②健康状態の確認：体温、脈拍、血圧等の健康チェックを行います</li> <li>③入浴サービス：健康状態に応じて、安全で快適な入浴介助を行います</li> <li>④食事サービス：昼食の提供および食事の介助をします</li> <li>⑤余暇活動：機能訓練を意識し、在宅生活に密着した内容で行います</li> </ul>
訪問サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>①日常生活援助：必要な介護（移動、排泄、着脱介助等）及び家事援助等を自宅に訪問して行います</li> <li>②電話や訪問による安否確認についても対応可能です</li> </ul>
泊りサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>①送迎サービス：ご自宅と事業所との送迎を行います</li> <li>②入浴サービス：健康状態に応じて、安全で快適な入浴介助を行います</li> <li>③食事サービス：昼食の提供および食事の介助をします</li> <li>④通いサービスからの延長利用も可能です</li> </ul>

6 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

サービスの種類	内容・利用料等（自己負担1割分）	備 考	保険適用
小規模多機能型居宅介護（介護予防）サービス	基本単価（自己負担1割分） ・要支援1 3,450円/月 ・要支援2 6,972円/月 ・要介護1 10,458円/月 ・要介護2 15,370円/月 ・要介護3 22,359円/月 ・要介護4 24,677円/月 ・要介護5 27,209円/月	・月ごとの包括料金です。 ・居宅介護計画に定めた利用回数よりも少なかったり、多かったりした場合でも減額および増額は致しません。 ・月の途中から登録（サービス開始日）した場合および登録を終了（契約終了日）した場合には、日割り計算した利用料をお支払いいただきます。	
加算	・初期加算 30円/日	・登録日を含め30日以内（30日を超える入院後も算定）	有
	・中山間地域等における小規模事業所加算 基本単価の1000分の100	・別に厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所が、サービス提供を行った場合。	
	・看護職員配置加算（Ⅰ） 900円/月	・常勤の看護師を一名以上配置していること	
	・認知症加算（Ⅱ） 890円/月	・認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置 ・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 ・当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催	
	・認知症加算（Ⅲ） 760円/月	・認知症生活自立度Ⅲ・Ⅳ・Mに該当する方	
	・認知症加算（Ⅳ） 460円/月	・要介護2で認知症生活自立度Ⅱに該当する方	
	・若年性認知症利用者受入加算 800円/月	・若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を含め、その者を中心に当該利用者の特性やニーズに応じた適切なサービス提供を行っている場合算定	
	・サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 750円/月	・研修計画を作成、実施し、定期的に技術指導等の会議を開催し、介護福祉士の割合が70%以上の場合算定	

サービスの種類	内容・利用料等（自己負担1割分）	備 考	保険適用
加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合マネジメント体制強化加算 1, 200円/月</li> </ul>	<p>(1) 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員（計画作成責任者）や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること (2) 利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること (4) 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。(5) 必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること (6) 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること</p>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問体制強化加算 1, 000円/月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を2名以上配置していること・算定日が属する月における提供回数について、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>科学的介護推進体制加算 40円/月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産性向上推進体制加算Ⅱ 10円/月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること・1年以内ごとに1回業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （基本単価＋加算）の1000分の149</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャリアパス要件ⅠとⅡを全て満たし、職場環境要件を満たす場合算定。</li> </ul>	

サービスの種類	内容・利用料等（自己負担1割分）	備 考	保険適用
食事の提供に関する費用	・朝食 350円/食 ・昼食 530円/食 ・夕食 500円/食	※昼食におやつ代を含む	無
宿泊の費用	・利用料 1,970円/日		
おむつ代	・実費/枚	※レクリエーション代やクラブ活動の参加費、材料費も実費となります。	

※介護予防サービスの場合、看護職員配置加算及び認知症加算は加算されません。

## 7 交通費実費

<p>利用者の居宅が当該事業所の通常の事業実施地域（北斗市：日常生活圏域大野地区）以外にある場合は、送迎に要する費用及び訪問サービスに要した交通費として、1kmにつき100円をいただきます。（片道10km以上の場合に限る）</p> <p>※（片道の距離（小数点以下切捨て）－10km）×2（往復分）×回数×100円</p>
---

## 8 利用料の支払い方法

<p>(1) 月末締め、翌月10日までにご請求いたしますので月末までにお支払いください</p> <p>(2) 支払方法</p> <p>①事業所への現金払い</p> <p>②銀行振込（送金手数料は利用者負担となります）</p> <p>銀行名 新函館農業協同組合 大野支店</p> <p>口座名義 （福）函館緑花会 美ヶ丘敬楽荘せせらぎの家きずな</p> <p>理事長 坂本 徳廣</p> <p>口座番号 普通預金 0016499</p> <p>(3) キャンセル料はいただきません</p>
---

## 9 その他の留意事項

個人情報の保護	利用者の個人情報を含む各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします
秘密保持	職員は、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密保持を厳守します
記録の整備	利用者に対する各種記録について、その完結の日から2年間保存します
衛生管理	職員は、感染症等防止のため衛生管理に努め必要な対策を講じるとともに、研修会等を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図ります

## 10 苦情申立窓口

美ヶ丘敬楽荘 せせらぎの家きずな 苦情受付窓口	所在地 北斗市本町4丁目3番37号 電話番号 0138-77-1121 FAX番号 0138-77-7404 担当者 繪面 岳夫
-------------------------------	---

苦情解決の体制	① 苦情解決責任者 加藤 秀隆（函館緑花会 施設長） ② 苦情受付担当者 繪面 岳夫（美ヶ丘敬楽荘せせらぎの家きずな 管理者） ③ 第三者委員 今野 宮夫（函館市湯川町2丁目6番1号 TEL 57-6782） 松下 淳一（北斗市本郷1丁目7番29号 TEL 77-8940）
苦情解決の手順	①苦情の受付 苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受付します。 なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。 ②苦情受付の報告・確認 苦情受付担当者が受付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申し出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。第三者委員は内容を確認し、苦情申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。 ③苦情解決に向けての話し合い 苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。 その際、苦情申し出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。 ④解決結果の公表 利用者により、サービスの選択や事業者によるサービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き「事業報告書」や「広報誌」等に実績を掲載し、公表します。

#### 11 公的機関における苦情等の窓口

北斗市民生部保健福祉課 介護保険係	所在地 北斗市中央1丁目3-10 電話番号 0138-73-3111 FAX番号 0138-73-1401
北海道国民健康保険団体連 合会 総務部介護保険企 画・苦情係	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号 011-231-5161（内線6111） FAX番号 011-233-2178

#### 12 運営推進会議

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進協議会を設置しています。

構成	利用者・利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員 小規模多機能型居宅介護について知見を有する者、市町村職員
開催	おおむね2ヶ月に1回以上開催
議事録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録する

#### 13 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態に変化等があった場合、事前の打合せにより、利用者の主治医又は救急隊、事業所の協力医療機関、ご家族等へ連絡いたします。

主治医	主治医氏名（病院名）	
	連絡先	
ご家族又は緊急連絡先	氏名	
	連絡先	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

14 非常災害対策

防災時の対応	利用者に避難等、適切な措置を講ずる
防災設備	天災、その他の災害に備える
防災訓練	定期的に避難訓練を行う
防火責任者	加藤 秀隆

15 サービス利用にあたっての留意事項

上履き	最初に持参しますと、当事業所でお預かりいたします
入浴セット	入浴を希望する方は、タオル・バスタオル・着替え等をご持参ください
与薬（利用日数分）	お薬を飲んでいる方は、利用日数分ご持参ください
健康保険証・介護保険証	最初に持参しますと、複写後お返しいたします
病院の診察券	体調不良等による受診の際に使用します
サービス利用中の留意事項について	①他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮ください ②所持品は自己責任で管理してください ③事業所内での職員や他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください

年 月 日

小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて上記重要な事項を説明しました。

（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業者

所在地 北斗市本町4丁目3番37号

名称 小規模多機能型居宅介護

美ヶ丘敬楽荘せせらぎの家きずな 印

説明者 所属

氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護についての重要事項の説明を受けました。

よって、私は、（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供開始に同意します。

利用者 住所

氏名 印

代筆者 氏名 印

（代理人） 住所

氏名 印

